通院ボランティア通信 No.36　2006年5月17日発行

# 国会速報 はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会　〒170−0002 東京都豊島区巣鴨1−20−9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03−5395−2631　FAX03−5395−2831

## 「自家用有償運送」が法制化 -道路運送法等改正法が成立-

これまで法の例外規定として認められてきた自家用車を使ったボランティア移送(福祉有償運送や過疎地有償運送)を法制度化する「道路運送法等の一部改正法案」が5月11日、参院国土交通委員会で審議され、同日全会派の賛成で可決されました。その際、5項目の附帯決議も採択され(**別紙**)、翌日5月12日に参院本会議で可決成立しました。

**可決された付帯決議の一部**

- 運営協議会の設置の促進
- 好意に対する任意の謝礼は「有償」に含めない
- 移動制約者の移動の自由確保

## 参院審議の概要

### -「無償」ボランティア運送は省令や通達による「有償性」の判断次第-

**今回の法改正の主な目的**

宿利道路交通局長は、議員の質疑に対し今回の法改正の目的は「多様な移動手段を地域に普及させるため」とし、そのためにコミュニティバスや乗り合いタクシーなどを認め、また初めて自家用車(白ナンバー)による「自家用有償旅客運送」の創設などを行ったと述べました。

さらに、「交通バリアフリー法や道路運送法により今後の地域交通の利便性と安全性を確保したい。そのために『協議会』で基本構想を練ってもらいたい」とも答えました。質問議員は「ドアツードアの交通手段として、タクシー、今度登録制となる有償運送、登録の不要な『助け合い』の3形態がある」とも発言しました。

また、北側国交大臣は「少子高齢化に対応するようドアツードアの交通手段を確保したい。そのために既存のタクシー事業との共存も図りつつ NPO による有償運送の普及促進を図り、今年度予算でモデル事業として共同配車センターの設置を支援する」と述べました。

**これまでの運送事業の再編**

現行の運送事業は、定員10人以下のタクシーと11人以上のバスに分かれ、さらにそれぞれ複数契約により人を運ぶ「乗り合い」と単一契約の「貸切」に分かれていました。今回の法改正では、「乗り合い」の定員による区別をなくし「乗り合い事業」と認めることで乗り合いタクシーを認める等の説明もありました。これら新しい事業と現行の路線バスとの競合を避けるため、「協議会」でよく話し合ってほしいとの局長の答弁がありました。

**「自家用有償旅客運送」の創設**

自家用有償運送について、局長は「現行の例外規定から法律上の位置づけ(改正法78条、79条)を行った。バス、タクシーに次ぐ自動車交通として健全な発展を促したい」と答弁しました。

さらに、利用する「会員」は単独では公共交通を利用することが困難な「移動制約者」とし、安全性確保のために運転者は「2種免許」を原則とするが、それでは運送の継続が困難な場合に「1種免許プラス一定レベル以上の講習」で認めると答えました。

「対価」は実費の範囲内でタクシー料金の半額程度とし実費の範囲は法成立後、省令や通達で示すと答えました。

**「登録」の費用**

NPO が有償運送（改正法 79 条）の登録を行う場合、登録料(登録免許税)が 15,000 円、変更登録に対し 3,000 円必要で、議員から「NPO によるものは無料にしてはどうか」という意見が出されました。

**「有償性」の判断**

有償性について大臣は「社会通念上好意に対する任意の謝礼は『対価』に当たらない。省令や通達で具体的な基準を示したい」と答えています。

複数の議員から「ガソリン代程度の実費は改正法 79 条(登録制)の適用外にしては」「『有償性』の判断次第で NPO でない小さなボランティアは縮小してしまう恐れがある」との質問に対し、局長は「実態を考慮し可能な限り整理して合理的な範囲で示したい」とのべました。大臣は「『有償運送』に当たらないボランティア運送は大切にしていかなければならない。それらを発展させるよう運用したい。『有償』の規定について①分かりやすく②現場に混乱を起こさないよう規定したい」と述べました。また制定に当たっては事前に十分に各界の意見を聞くと約束しました。

**運営協議会**

3 月までに全国で 212 の地域で運営協議会が設置されていますが、1,800 余りの市町村数から言えばまだ少数にとどまっています。局長は、「地方公共団体が設置主体であり、法成立後、法定事項として設置を促したい」と答えました。

**現行「介護タクシー」**

議員から「タクシー業界側の努力としてタクシー運転手がヘルパーの資格を取り介護と輸送を一括して行う『介護タクシー』は大いに役立った。しかし、介護報酬が半減し現行の『通院等乗降介助』は 1,000 円になり、継続が困難になっている」とその評価と今後の対応についての質問に対し、大臣は「そのような運転手は全国で 8,500 人いる。少子高齢社会にとって重要。厚労省とも話し合う」と答えました。

**議員からのその他の意見**

「有料道路の障害者割引車両について、現行 1 台以外に複数の介護者用に複数台認めては」に対し、局長は否定的な答弁を行いました。また、「精神障害者にも認めて」との質問に対しては、精神保健福祉手帳に本人写真がないため、何らかの方法で本人確認をした上で実施できるよう有料道路管理者に働きかける、と答弁しました。

**事務局から**

今回の道路運送法の改正は、「移動制約者」の移動の自由を確保することを大きな目的とし、そのために「自家用有償旅客運送」の創設をはじめ、コミュニティバスや乗り合いタクシー等の運送事業の再編が行われることになります。

ボランティア団体が懸念していた項目に対する国会答弁をみると、「自家用有償旅客運送」は現行ガイドラインの内容にほぼ沿った省令や通達になる印象を受けますが、最後まで国交省へ交渉を行っていく必要があります。さらに「自家用有償旅客運送」に当てはまらない小規模のボランティアの活動は、「登録」を要しないで継続を認められる可能性が出てきており、今後の省令や通達、あるいは想定問答の形など何らかの方法で基準が示される見通しとなりました。一方で、改正法では「白タク」の禁止も明確にうたっており、場合によって摘発をうける可能性も出てきました。

また、国交大臣が「介護タクシー」について評価する発言を行い、厚労省と調整する姿勢を示したことは、介護保険事業所のヘルパーによる要介護者移送事業に一定の影響が及ぶものと見られます。

全腎協では、今後 10 月 1 日の法施行日へ向け、政省令等に対する国交省との折衝が大詰めを迎えます。政省令、および通達による「有償性」の判断基準が明確化された「無償ボランティア運送」の行方と、地方公共団体の「運営協議会」の設置の動きが焦点になるといえます。